

足立区熱中症対策応援金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰が続く中、冷房機器等の稼働その他の熱中症対策のために必要な費用に充てるため、東京都から水道の供給を受けておらず、東京都が実施する水道料金の基本料金の減免措置を受けることができない区民に対し、熱中症対策応援金（以下「本応援金」という。）を給付することで、区の熱中症対策を推進し、区民の健康及び安全を守ることを目的とする。

(応援金の給付対象者)

第2条 本応援金の給付対象者は、令和7年7月1日時点で、足立区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する個人（足立区の住民基本台帳に記録されていないが、現に区内において居住実態がある者を含む。）又は区内に事業所等を有する個人若しくは法人（以下「区内事業者」という。）（いずれも水道口径が25mm以下の場合に限る。）で、当該個人又は区内事業者の名義で、東京都以外の地方自治体から水道の供給を受けているものとする。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

(応援金の交付額)

第3条 本応援金の額は、当該給付対象者の基準日時点における水道料金の基本料金月額額の4か月分に相当する額とする。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りではない。

(応援金の給付申請)

第4条 本応援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熱中症対策応援金給付申請書兼請求書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による本応援金の給付申請については、区長が定める期間において行うものとする。

(応援金の給付決定及び不給付決定)

第5条 区長は、前条の規定により本応援金の申請があった場合は、その内容を審査し、第2条に規定する給付対象者に適合すると認めたときは、予算の範囲内で本応援金の給付を決定するとともに、熱中症対策応援金給付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

2 区長は、申請者について第2条に規定する給付対象者に適合しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、本応援金の不給付を決定し、その旨当該申請者に通知する。

(応援金の給付)

第6条 区長は、前条第1項の規定により給付決定を行った場合、当該申請者に対し、速やかに本応援金を給付するものとする。

(給付決定の取消し)

第7条 区長は、第5条の規定により給付決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）が次のいずれかに該当する場合は、本応援金の給付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
- (2) 第2条に規定する給付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに熱中症対策応援金給付決定取

消通知書（第3号様式）により当該給付決定者に通知する。

（給付金の返還）

第8条 給付決定者は、区長が前条の規定により本応援金の給付決定を取り消した場合において、本応援金が既に給付されているときは、区長が定める期間内に、当該応援金を返還しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本応援金の給付に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

付 則（7足環政発第1869号 令和7年8月1日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

（提出先）足立区長

熱中症対策応援金給付申請書兼請求書

足立区熱中症対策応援金給付要綱第4条第1項に基づき、下記のとおり申請し、請求します。
また、本応援金の認定に必要な範囲で、足立区が住民記録情報を利用し、及び水道の供給を行っている地方公共団体から、水道の供給と納付状況に関する情報の提供を受けることを承諾します。

記

1 給付申請額

申請金額	円
------	---

2 申請者

住 所	〒	—	足立区
ふりがな			
申請者名			
電話番号	()		
水道供給自治体 (□に✓をしてください。)	<input type="checkbox"/> 川口市	<input type="checkbox"/> 草加市	

※ 申請者名は、個人名、会社名及び代表者名、管理組合名及び理事長名 等

3 振込指定口座 ※申請者本人の口座に限ります。

		銀 行 ・ 信用組合						本 店	
		信用金庫 ・ 農 協						支 店	
預金種別	普通	口座番号							出張所
口座名義人 (申請者本人)		フリガナ							

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します（申請者が法人の場合は記名押印(※)してください。申請者が個人で、手書きしない場合は記名押印してください）。

申請者名 _____

※ 会社印ではなく、代表取締役印または個人名の印鑑を押印してください。

様

足立区長

熱中症対策応援金給付決定通知書

先に申請のあった熱中症対策応援金について、足立区熱中症対策応援金給付要綱（以下「要綱」といいます。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり給付を決定したので通知します。

記

1 給付金額

¥ _____

2 応援金給付決定後の注意事項

次のいずれかに該当する場合は、応援金の給付決定を取り消し、応援金の返還を請求する場合があります。

- （1）虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
- （2）要綱第2条に規定する給付対象者に該当しないことが判明したとき。
- （3）その他この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

No. _____

第3号様式（第7条関係）

足 発第 号
年 月 日

様

足立区長

熱中症対策応援金給付決定取消通知書

足 収第 号、 年 月 日付で通知した熱中症対策応援金給付決定について、足立区熱中症対策応援金給付要綱第7条第2項に基づき、下記の理由により給付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 理 由

2 応援金給付決定取消金額

¥ _____

No. _____